

お知らせ

令和6年6月より糖尿病、高血圧症、脂質異常症を主病とする患者様に対し、

生活習慣病管理料1、又は生活習慣病管理料2

を算定する事となりました。

主な内容としまして、定期的な検査の実施、療養計画書の交付などがあります。

お薬につきましても、28日以上の長期投薬が可能であります、患者様の状態に応じて投薬日数が変更する事があります。

当院ではマイナンバーカード、オンライン資格確認を実施し、必要な診療情報を取得し、活用して診療を行っております。

(初診時1点の加算、再診時3カ月毎に1点の加算)

患者様には、ご負担を掛ける事があるかと思われませんが、ご協力をお願い致します。

院長